

平成20年12月

総務委員会会議録

平成20年12月15日（月曜日）

午前10時00分から

午前11時34分まで

市役所 第3会議室

◎出席委員（7名）

委員長	柴山一生君	副委員長	中村貴文君
	山本誠君		後藤幸夫君
	熊澤宏信君		三浦知里君
	小池昭夫君		

◎欠席委員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

主 事 兼 松幸枝君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長公室長	宮島敏明君	総務部長	大鹿俊雄君
出納室長兼会計課長	岩田敏己君	消防長	牧野一夫君
秘書広報課長	小島豊光君	企画政策課長	大西正則君
総務課長	日比野純雄君	税務課長	加藤正博君
収納課長	梅村治男君	情報管理課長	日比野秀充君
消防次長 兼消防署長	日比野一博君	消防庶務課長	丹羽俊久君
予防防災課長	渡邊達郎君	消防署主幹	今枝光彦君
議会事務局次長	後藤裕君		

◎付託議案

- 第84号議案 犬山市部設置条例等の一部改正について
- 第85号議案 犬山市情報公開条例の一部改正について
- 第86号議案 犬山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第87号議案 犬山市税条例の一部改正について
- 第91号議案 平成20年度犬山市一般会計補正予算（第5号）

+

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 総務委員会の所管に属する歳入

歳出 1款 議会費

2款 総務費（1項総務管理費のうち10目自然保護費及び
12目交通防犯対策費並びに3項戸籍住民基
本台帳費を除く）

8款 消防費

+

+

+

午前10時00分 開会

◎中村副委員長 総務委員会の開会に先立ちまして、傍聴の要請がありましたので、お諮りいたします。

傍聴を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎中村副委員長 異議なしと認め、傍聴を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

再 開

午前10時00分 開議

◎中村副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

おはようございます。今議会、委員長のお許しをいただきまして、総務副委員長の私が進行させていただきますので、何とぞよろしく願いいたします。

兼松監査事務局長が欠席しておりますのでご承知おきください。

ただいまの出席委員は7名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに総務委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は、付託議案一覧表に記載のとおり、第84号議案 犬山市部設置条例等の一部改正について、第85号議案 犬山市情報公開条例の一部改正について、第86号議案 犬山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、第87号議案 犬山市税条例の一部改正について、第91号議案 平成20年度犬山市一般会計補正予算（第5号）、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 総務委員会の所管に属する歳入、歳出 1款議会費、2款総務費（1項総務管理費のうち10目自然保護費及び12目交通防犯対策費並びに3項戸籍住民基本台帳費を除く）、8款 消防費です。

お諮りいたします。

付託議案の審査の方法については、まず1議案ごとに当局の説明の後、その都度質疑を行い、全付託議案の質疑終了後、討論・採決を行いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎中村副委員長 異議なしと認め、1議案ごとに当局の説明、その後、質疑を行います。

最初に、第84号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

日比野総務課長。

◎日比野総務課長 （第84号議案説明）

◎中村副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

熊澤委員。

◎熊澤委員 機構改革したって、今までずっといろいろなぶってきてるんです。しかし、なぶるだけで、あなたたちがそれを活用して生かすことができてないことがある。だから、今回、こういうふうの体制で機構改革をするなら、その活用のできる体制を僕は信じないけども、本当にやる気があってこれ出しておるのか。僕に言わせたら、パフォーマンス的出すのならやめといた方がいい。本来的に市民のためにきちっとするなら、このようにしなくちゃいかんだろうし、そこら辺は全体の中でどういうふうに議論してこれを出してきたのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

◎中村副委員長 答弁を求めます。

日比野総務課長。

◎日比野総務課長 今回の機構改革につきましては、現実にはコンセプトとして、市民ニーズにこたえるためということが大きなコンセプトとなっております。ただ、この組織につきましては、組織だけを、先ほど熊澤委員が言われたように、組織だけなぶっても中身が伴わなければ意味がないと思います。そういった意味では、新しい庁舎になるに当たって、人もやはり変わらないといけないと思います。ですから、今現在、職員の意識改革、こういったものに市としましても、力を入れているところでございます。

今回の機構改革につきましては、市民のニーズに合わせて、なおかつそれに伴い、職員も意識を変えて、資質を高めて来年度からの行政に臨んでいきたいと、そのように考えております。

◎中村副委員長 大鹿総務部長。

◎大鹿総務部長 私からも、今、熊澤委員から、実際に活用できるようなプロセスも踏まえて説明すべきだというような点に対してお答えしたいと思います。

形つくるだけじゃなくて、それぞれかかわった職員が組織に、この組織はどういう目的で組織化するのかを知らなきゃいけません。したがって、まず実際に現場に近いところの統括から、それから課長補佐クラスで検討委員会をつくり、9回にわたって、昨年平成19年10月26日を第1回として、20年9月4日まで、ここまで現場に近いところで市民ニーズと、それからそれぞれの職員が何をやるべきかというようなことを踏まえた議論をし、組織の頭である部長クラスの政策会議を4回にわたって行うとともに、実際に活用できるように、市長の思いが組織に反映できるように、個別の部長、組織長とのヒアリングを幾度となく繰り返しこの組織が今考え得る最良というようなことで提案させていただいておりますので、実際に箱物をつくるだけではなくして、施策と施策を実施するために望ましい組織であるというようなことで提案をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

◎中村副委員長 熊澤委員。

◎熊澤委員 そういうふうに進んでいけばいいんだけども、今まで部を、部長を、少ないものを多くしてきた、今七つか八つかな。しかしながら、体制から見ると、そう変わりはない。僕に言わせたら。人件費がかさむだけのものであって、その横の連携、立ての連携を、この今度この条例ができたときにはきちっとできるという自信を持って出してきとるだろうと思

うけれども、それがなきゃ何ともならんわけだね。自分たちの権限とか、仕事とか、いろんなものをふやしたり、減らしたり、人間を補強したりするだけのものであるならば、だめなんだからね。だから、本当にそこら辺を新庁舎に合わせて、中身を変えて、教育を徹底的によほどしないと、これは戻らないと思うけども、どういうふうで、どういうスケジュールのもとで教育をしていくのか。下手するなら、今は市の職員よりも臨時職の方が間に合う人もおるんだ、はっきり言うて。だけども、公務員法の中でやむを得んけども、だから新庁舎に、あなたたちが言うておるように、新庁舎に合わせて中身を変えろということは大いにやるべきである、いいんだけども、そこら辺の教育体制をどういうふうに考えておるのか、それだけ聞かせてください。

◎中村副委員長 答弁を求めます。

小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 現在の教育体制ということで、階層別研修等があります。また新しく入った新入職員の研修等、数多くの研修をやっております。今後も研修計画を強化しながら、職員の資質向上に努めながら、行っていくということで計画をしております。

◎中村副委員長 宮島市長公室長。

◎宮島市長公室長 私もちよっとご説明をさせていただきますが、まずやはり、意識を変えるには、職場内での研修が一番有効だと思います。それで、今の意識改革ということで、部長、課長がまず手本を見せてやるというような形で行っておるわけなんですけども、そこらの効果がきちんとあらわれてくればということで、まだ期待をして今実行中なんですけれども、それに加えて、今人事評価制度を作成中です。今、一般質問でもお答えしましたんですが、管理職員を中心に試行を行っております。来年、4月からは、全職員を対象に試行を行っていきます。この人事評価制度の中で、やはり業績評価というのが一つあるんですが、これは成果主義の方の評価であります。もう一つは、能力・態度評価ということで、その個人の持つ能力と、それから仕事、それから職務に対する態度、そういったもので評価をしていくわけなんですけども、この中に、いろいろな項目で能力・態度評価を行うことになっておりますので、この中には当然、職に対する意識等、こういった項目も出てまいりますので、こういったところで評価していく段階で、本人の意識も、自分の気づかないところに気づいたりですね、こういったところにも気づきを初めとして、自己を検証しながら、評価をしていくということになりますので、意識も変わっていくのに貢献できるんじゃないかと、こんなふう考えております。

◎中村副委員長 小池委員。

◎小池委員 機構改革の中で、住民ニーズが確かに多様化をしてきているということについて、組織を変えて、構築を新たに目指すということはわかるんですが、それと同時に縦割り行政の弊害というのが、それもよくわかるんですけど、横のつながりはどういうふう考えておるのかということになるんです。市民というのは、例えば、子ども未来課へ行っても、税務課に用事があつたり何か、いろんな要素が出てきとると思うんですけど、そのつながりというのがどうも見とると、いかんと言われているんですけど、そういうものについては、この改革ではどういうふう検討してみえるのか、お答え願いたい。

◎中村副委員長 答弁を求めます。

日比野総務課長。

◎日比野総務課長 現在、市民に寄せられる情報ですとか、市の課題ですとか、こういったものを一つの課で処理できるということが非常に少なくなって、本当に広範囲な課にわたる部分が多い。そういった場合は、やっぱり調整する、そういった部署が必要だろうということで、今回、企画財政部の中に総合調整監というものを設けました。これは先ほども議案説明で答弁をさせていただきましたけど、複数の部にまたがる施策を効率よく展開するために、この総合調整監というものを設けまして、その縦割り行政を解消するように、対処するために総合調整監というものを設けさせていただきました。

また、対市民に対しましては、やはり市を訪れたときに、どこの課に行ったらいいかわからないとか、一つの課で処理できない部分につきましては、まず最初に市民と対するところで、やはり窓口ですね、住民窓口、そこが一番の基本になりますので、そこに総合案内的な担当を設けまして、それにより各担当に要件を聞いてご案内したり、そういったことを新庁舎では実行していこうと、このように考えております。

以上でございます。

◎中村副委員長 三浦委員。

◎三浦委員 先ほどから出ておりますように、今度の機構改革というのは、新庁舎対応ということですが、本会議の中でも答弁の中で出てきましたし、バランスが悪いという答弁の中で、私はある課に仕事が偏ってきてるとか、そういうバランスが悪いというふうにとったんですけれども、そういう意味では機構改革の仕事上のバランスという面も考えてみえるのかどうか、またその効果が出ると思ってみえるのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

◎中村副委員長 答弁を求めます。

日比野総務課長。

◎日比野総務課長 仕事量、それから職員数、そういったものにつきましては、現在各課から一応、その仕事の状況を集めまして、そこで来年度に向けて、どの事務はどの課で担当するか、そういったことを調整しまして、なおかつそういった事務に対して、どれぐらいの人材が必要か、そういったものをヒアリングをしまして、今調整を行っているところでございます。こちらにつきましては、来年、今年度中にはきちっと結論を出しまして、4月からは業務と、それから人材、そういったもののバランスを考えて結論を出していこうというふうに考えております。

◎中村副委員長 大鹿総務部長。

◎大鹿総務部長 事務量のバランスについてですけども、今、課長が答弁いたしまして、部内における課レベルの仕事について答弁させていただきましたが、部のことでご質問してみえると思いますので、部レベルでお答えします。当然、効率性と、それから最大の効果を出すために、あらゆる部を見直し、事業が効果的にやれるところは集約する、あとは人員配置ですね、それから事務に関しては、バランスよく検討させていただきます。

◎中村副委員長 三浦委員。

◎三浦委員 市長公室長の方から今年度の退職、昨年度の退職で、また新卒者の話が人数的に出たんですが、今年度の退職者と、あと採用人数、来年度の、答えられる範囲でお答えいただきたいのと、あとちょっとこの委員会にはあれかもしれないんですけど、新庁舎に入ったときに、こういう機構改革された部とか課の名前がくると思うんですが、その中で、本当にこの委員会で聞くべきことじゃないかもしれませんが、例えばですが、今、福祉の関係で、障害担当で、障害のいがが平仮名になったりしますよね。ああいう打ち合わせというのはされていくのかどうか、その点だけちょっとお聞きしたいと思います。

◎中村副委員長 答弁を求めます。

小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 現在までの11月30日現在でありますけども、退職者につきましては、定年18名、それからあと自己都合12名ということで、30名になっております。今後ですね、若干流動する場合がありますけど、現在のところは30名でございます。採用につきましては、30名退職者補充の30名プラス南出張所がございますので、南出張所で本年度5名採用。3年間で12名の増員ということを考えておりますので、本年度は5名、それから保健師でありますけれども、保健師の1名を増ということで、現在のところ考えております。

◎中村副委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 課のネーミングにつきましては、現在進めております課レベルのヒアリングの中で、そういったもので調整していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

◎中村副委員長 他に質疑はございませんか。

山本委員。

◎山本委員 私からは、今回、企画財政部が予定されていると、いろいろお話を聞きますと、なかなか企画の部分と財政の部分の調整ができなかったという関係から生まれたということですけども、その点について、どういう意味合いで財政というものを企画の中に入れられたか、それについてまずお聞きしたいと思います。

◎中村副委員長 答弁を求めます。

日比野総務課長。

◎日比野総務課長 企画の中に財政をとということなんですけど、こちらにつきましては、また議案の説明の中でも申しましたが、やはり今まで計画を立てるに当たっても、財政の裏づけのない計画、過去実施計画等につきましてありました。そういったものについては、本当に労力をかけても、何もそれが実現しないと、こういったことがままありましたので、そういったことを防ぐためにも、やはり、企画と財政、計画とそれに財源をきちっと確保する、そういうようなことで進めていくのがこういった非常にスピード化された社会の中で、速やかに対応するためには、一体となって進めていくことが必要であるということで、今回ご質問していただいている部分を組織の上に反映したとそういうようなことでございます。

◎中村副委員長 大鹿総務部長。

◎大鹿総務部長 より実効性を高めるという視点で提案させていただきました。

◎中村副委員長 山本委員。

◎山本委員 各部からいろんなことを考えて、自分たちでこういう施策をやっていききたいとい

+

う施策があると思うんですけどね、企画財政部となるとどうしてもそこから発信された事業をやっていくということで、どちらかという、やらされるというそういう方向性が強まるんじゃないかなと、むしろ職員の人たちのやる気づくりにつながっていかないんじゃないかなということも懸念するんですけども、この点についてはどのようにお考えですか。

◎中村副委員長 答弁を求めます。

日比野総務課長。

◎日比野総務課長 企画部門につきましては、あくまで市全体の調整をつかさどるということだと思います。そういったところに対しまして、各部からそういった事業を企画の方で吸い上げて、それをコーディネートして、それに対して財源をつけていく、それで進めていくものでございますので、企画だけが独断で計画を実践することは極力避けるべきだと思います。今後も、市全体のことを考えて、企画というのは活動していく部署であると考えます。

◎中村副委員長 大鹿総務部長。

◎大鹿総務部長 市の事業はまず総合計画があって、総合計画に基づいて、この実施計画があって、予算つけてということですね。総合計画に関しては、やはり将来の犬山のあり方、方針を示すものです。今委員がご心配なのは、原課の方のやる気がなくなるのではないかということのようですが、実施計画は、まずそれぞれの市民に直結しておる、担当レベルからの持ち上げを集約的にやるということで、最初の一步は、担当レベルのやる気がベースになっておりますので、こういう形になったからといって、職員のやる気がなくなるとは考えておりません。むしろ効率的に行うといった視点に重きを置いておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◎中村副委員長 後藤委員。

◎後藤委員 私からは、経済部と生活環境部が分離されたことについて、どんな話し合いがされたかということについて確認したいです。今まで経済環境部ということで一緒でしたが、経済部と生活環境部にきちっと別れましたね、その意味合いについてちょっとご答弁をいただきたいです。

◎中村副委員長 答弁を求めます。

日比野総務課長。

◎日比野総務課長 経済部と生活環境部について、再編をしたということなんですけど、経済部につきましては、これは基本的には業務のバランスということが根底にあります。それで、経済部につきましては、いわゆる自主財源の確保ですね、市長もよく折々に話をされていることですが、あと、犬山市の特色であります観光部門、これを集約します。それとあと、農林部門、それから治水部門、こういったことを集約いたしまして、産業経済を一括管理します。また、生活環境部につきましては、市民生活に密着した施策を集約するというので、今、一番代表的なものはごみ処理なんですけど、それ以外にも市民交流、市民協働のまちづくり、こういったものを目指すものですか、あと市民が憩う公園ですとか、自然環境の保全、こういったものを一つの部署として一括して管理するために、こういった生活環境部というふうに一元化させていただきました。

◎中村副委員長 後藤委員。

◎後藤委員 私が一番心配するのは、フロイデの中で、今まで国際交流協会とか、いろんな国際交流の関係のところと、それから観光協会それぞれきちっとリンクしながら、業務がうまくやっていたと思うんですね。ところが、これ分離されて、生活環境の中に市民交流及び国際交流が別に入ってしまったということは、非常に今まで密接に市民の意見を聞きながら、情報が入りやすかったと思うんですね。その辺がちょっと懸念されると思うんですが、だから、観光と国際交流というのは切って切れない部分であるというふうに考えております。その辺についてお尋ねします。

◎中村副委員長 答弁を求めます。

日比野総務課長。

◎日比野総務課長 フロイデの、いわゆる交流部門がすべて撤退するといった懸念ですね、今までに築き上げた交流事業に支障がないかということでございますが、フロイデの職員も今後どのような形で、こちらの方に引っ越すのか、一部分は残すのかもしれない。こちらの件は今後検討していく必要があると思います。現在ではまだ明確に答えは出ておりませんので、今後の検討課題になるかと思えます。

◎中村副委員長 大鹿総務部長。

◎大鹿総務部長 私からもご答弁させていただきたいと思いますが、まず、経済部は、経済の活性化というか、本当に犬山の将来を見据えて、きちっと一般財源がふえていくような施策をやるという観点から経済部をつくりました。したがって、中には企業誘致、工業団地ですとか、今ご心配してみえる観光課につきましても、観光戦略という視点で、この経済部の中で政策立案し、実行していく。

一方、生活環境部については市民生活に密着する、市民生活を活性化させて犬山市をよくしようという視点です。したがって、市民交流というものに関しては、今、国内交流、国際交流についての、やはり市民が主体となって展開していただくという人の活動を特化して市民生活に密着、地域活動を推進するという視点で、交流部門と観光部門、観光戦略ということに重きを置くという視点でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

当然、きちっと線で引っ張ったようなことはできないものですから、お互いに関連するようなことに関しては、当然連携協力してまいりますのでよろしくお願ひいたします。

◎中村副委員長 後藤委員。

◎後藤委員 フロイデ、建設されて13年ぐらいですか、活発に市民主体で非常に進んでいったと思うんですね。その中で、もう少し、やはりしっかり考えていただきたいという点と、それとあと7条ですが、防災及び防犯並びに交通に関する事ということで、生活環境部の方で所管ですね。今までは交通防犯に関する事だけで行っておられましたが、そこに防犯・防災というのが、防災が入りましたが、ちょっと意味合いが違った中で、防災が入れられたということについてお尋ねいたします。

◎中村副委員長 答弁を求めます。

日比野総務課長。

◎日比野総務課長 まず、市民の安全・安心の確保というのは、行政の一番の仕事と考えています。それで、防災、それから安全・安心、防犯ですね、それから交通安全、こういった危

機管理部門、防災監を設けまして、その下に市長が直轄する組織にいたしまして、そうしますと、やはり市長がみずからの意思が迅速に伝わる、すぐに動ける、そういった体制を目指したものであります。

◎中村副委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声起る〕

◎中村副委員長 質疑なしと認め、第84号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第85号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

日比野総務課長。

◎日比野総務課長 (第85号議案説明)

◎中村副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

山本委員。

◎山本委員 個人情報保護法という法律があるんですけども、それを遵守した場合でも、こういう10人以下でも情報を開示しなければならないのかどうか、それについて伺います。

◎中村副委員長 答弁を求めます。

日比野総務課長。

◎日比野総務課長 基本的にはこの個人情報というよりも、この情報公開条例の8条で、第1号で個人のプライバシーを不当に侵害する具体的なおそれがあるものについては、公開をしなくてもよいとは言ってます。それで、今回の改正、10人以下を公表はしないということですけど、この第1号によって、十分これはプライバシーを守ることは可能ではあると思ってます。ただ、今回、10人以下という明確な基準を設けることによりまして、そういった現場で個人情報を公開する、しないの判断を誤る、そういったことは防げると思います。現実には、現行の法令でも、その状況、状況で判断すれば守れるということは確かなんですが、より一層、今回具体的な基準を設けることによってその間違いを防ぐということです。

◎中村副委員長 山本委員。

◎山本委員 私の聞き方が悪かったかな。数年前に個人情報保護法という法律が制定されて、市の皆さん方もガイドブックをもらって、仕事も大分やりにくくなったというふうに思うんですよね。各町内会でも何かアンケートをとろうとか、住民の関係の、例えば今だれがどれだけ住んでますかというようなことも、開示が難しくなったというふうにお聞きしてますので、そういう法律の枠組みの中では、この10人以下というものが情報開示しなければならないような形になっているのかどうか。もしそれが開示できないのであれば、法律を遵守することではいかがなものですかという点なんですけども。

◎中村副委員長 答弁を求めます。

日比野総務課長。

◎日比野総務課長 個人情報の保護法におきましては、やはり個人のプライバシーは最大限に守るという視点でございます。その中では、もう十分、この部分は守れるかとは思いますが。

◎中村副委員長 大鹿総務部長。

◎大鹿総務部長 今、関係法令が全然違うご質問だと思います。情報公開条例に関しては、原則は公開です。この中で個人のプライバシーにかかわるものは保護していきますという上位法に基づく条例です。一方、個人情報保護条例に関しては、個人が所有する情報を守ることなんです。したがって、個人の情報が、個人情報保護条例があるからといって、今回提案させていただきました個人に関するものか、結果として個人の情報になるかかもしれないけれども、そのプロセスにおいて個人の情報じゃないものに関しては、個人情報保護条例の中では守り切れないものですから、改めてこの犬山市情報公開条例の中で、その規定をさせていただいたということです。

具体的な話ですと、教育委員会の中で、体力テストの結果や各種調査というようなものは、個人情報保護条例の中の規定はないと。個別の、自分の成績などで、個人に対しては個人情報保護条例の中で規定してあるんですけど、結果として個人が特定されるということも個人に帰属する情報ということは明確に区分して守られなければならない、そんなふうに思っていますので、よろしくお願いします。

◎中村副委員長 熊澤委員。

◎熊澤委員 この条例で出てきたのは体力テスト。それで、校長会は教育現場での問題として、教育委員会は今言ったような問題で、個人が出ちゃうからね、今、栗栖と今井の生徒がわかってしまうと、だれのだれべえ、だれのだれさんと、だからそこら辺の、今までのトラブルの中で、この条例を出すことによって、10人以下、これはできるから、校長会で体力テストやってもいいよというものが教育委員会の一つの進展はできるというふうに理解しているのか、それはどうとらえていいんですか。

◎中村副委員長 答弁を求めます。

日比野総務課長。

◎日比野総務課長 確かに、校長会からこういった要望が出た経緯というのは、やはり委員のおっしゃいます体力テストが発端だったと思います。ただ、今回の改正につきましては、鳥取県でもありましたけれども、鳥取県は学力テストでございますけど、こういったものを受け取るための環境整備、情報開示の具体的な基準づくりという趣旨であって、子どものプライバシーを最大限に保護するための視点から、そういった体力テストのみならず、学力テストのみならず、その他の実態調査も含めて、すべてに対して対象としてまして、加えて学校の、鳥取県ですと、学級だけだったんですけど、学級で10人という規定だったんですけど、当市の場合ですと、学級に加えて性別ですとか、その他いろんな範疇で、そういった中でこの人数が一定以下の結果について非公開とすることを可能にしたものでございまして、逆にこういったことを設けることによって、体力テスト等は実施しやすい状況になったことは間違いないと思います。

以上です。

◎中村副委員長 大鹿総務部長。

◎大鹿総務部長 熊澤委員のご質問で、結果としてですけども、体力テストだとか、学力調査を受ける、受けんということにはこだわらないんですけども、その結果、公表されるこ

とになった場合においても個人のプライバシーが守られる状況になったということと、それから格別犬山の教育を進めるに当たって関心が高いんですね、これに対して、情報公開を求められたことに対して、個人のプライバシーを守るという視点からきちっと守れるような状況になったということは言えると思います。

◎中村副委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎中村副委員長 質疑なしと認め、第85号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第86号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

日比野総務課長。

◎日比野総務課長 (第86号議案説明)

◎中村副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎中村副委員長 質疑なしと認め、第86号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第87号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

加藤税務課長。

◎加藤税務課長 (第87号議案説明)

◎中村副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎中村副委員長 質疑なしと認め、第87号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第91号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

まず、歳入からお願いします。

日比野総務課長。

◎日比野総務課長 (第91号議案歳入説明)

◎中村副委員長 加藤税務課長。

◎加藤税務課長 (第91号議案歳入説明)

◎中村副委員長 続いて、歳出の説明をお願いいたします。

小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 (第91号議案歳出説明)

◎中村副委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 (第91号議案歳出説明)

◎中村副委員長 日比野情報管理課長。

◎日比野情報管理課長 （第91号議案歳出説明）

◎中村副委員長 加藤税務課長。

◎加藤税務課長 （第91号議案歳出説明）

◎中村副委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 （第91号議案歳出説明）

◎中村副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

再 開

午前11時03分 開議

◎中村副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ご発言を求めます。

山本委員。

◎山本委員 13ページの、ちょっと意味がよくわからなかったもので、もう1回ご説明いただけます。地方税電子化協議会分担金48万5,000円ですか、総額で約5,000万円ほどあるんですけど、これについてもう1回ご説明いただきたいと思います。

◎中村副委員長 答弁を求めます。

加藤税務課長。

◎加藤税務課長 先ほど申しあげましたように、地方税電子化協議会の分担金であります、6月議会において公的年金受給者の個人住民税を受給年金から特別徴収するというを条例改正いたしまして、それに伴いまして、社会保険庁、地方公務員共済組合連合会等からの年金支給データを市の方へデータ交換するために、経由機関を通して行うための分担金でございます。現在はL G W A Nを使ってやるということの中で、システム費用として、本来であればL G W A Nのみでありましたが、e L T A Xとの二本立てになっておりまして、e L T A X以外の通知方式によるその他分担金ということで、その分担金という部分で、その費用に約1億6,600万円のシステム経費が必要ということで、それに該当する年金受給者65歳以上の加入団体納税義務者が約173万人おりまして、当市は4,672人と、その割合においてその他分担金44万8,000円、それから事務運営費分担金として地方税電子化協議会が6,140万円を見込んでおり、加入団体納税義務者約795万人、それを当市納税義務者数で案分しますと、3万7,000円ということで、合わせて48万5,000円が、いわゆるデータをいただくために、21年1月にデータ交換を行う経由機関地方税電子化協議会に対する分担金で、今回補正をさせていただいたというものでございます。

◎中村副委員長 ほかに質疑はございませんか。

三浦委員。

◎三浦委員 消防の35ページ、住宅用火災警報器設置補助金ですけど、3年計画だっているんですが、これ補助対象とかが決まっていたんですが、もう一度、細かい部分、確認をしたいので、ご説明いただきたいのと、あと費用弁償の方ですが、出場回数がふえたということ、やっぱり昨年と比べて火事が多かったということで理解していいのかなどか。

◎中村副委員長 答弁を求めます。

渡邊予防防災課長。

◎渡邊予防防災課長 3年計画ですが、対象者が約5,000世帯あるということで、3年で250万円、150万円、100万円というような形で500万円を、一応3年計画で振り分けさせていただいて、250万円を本年度というようなことで、10月末現在までに756件という申し込みがありまして、これに補助金の支出予定としましては、249万9,780円の支出見込みを見込んでおります。10月以降当初予算の額を超えるのは確実な状況ですので、補正として、一応120万円の補正をお願いするものです。

補助対象としましては、まず65歳以上の高齢者のみで構成する世帯、身体障害者手帳1級か2級を持っている世帯、知的障害者手帳のA判の手帳を持っている世帯、精神障害者保健福祉手帳の1級を持っている世帯。生活保護法に規定する生活保護を受けている世帯の条件を満たす世帯であります。

◎中村副委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 費用弁償の関係ですけども、火災等は増加していないんですけども、火災以外の、8月に栗栖で水難事故が発生しまして、それで2日間ほど、消防団にも出場をお願いしております。あと、災害ではないんですけども、市の操法大会が雨天で延期となりましたので、その関係も1回余分にやっておりますので、その関係で、ちょっと費用弁償が伸びておりますので、今回お願いしたいと思います。

以上です。

◎中村副委員長 三浦委員。

◎三浦委員 今の住宅用火災警報器のことですけど、対象が5,000世帯あるということで、今が756件ということですけど、今後の啓発含めた計画についてはどういう考えでいますか。

◎中村副委員長 渡邊予防防災課長。

◎渡邊予防防災課長 本年度につきましては、秋の火災予防運動とあわせまして、火災の多発時季ということ、それから年末年始にかけて、ひとり暮らしの高齢者世帯とか、88歳の世帯の防火診断等を実施する予定です。特に3年間を重点において計画しております。

◎中村副委員長 三浦委員。

◎三浦委員 いつも話聞いていると、大体高齢者、障害者はまたあれでしょうけど、結構町会長とか、民生委員さんの関係で、お願いできたなら、そういったルートの確立とかができたらいいかなと思うんですが。

◎中村副委員長 答弁を求めます。

渡邊予防防災課長。

◎渡邊予防防災課長 民生委員さんの方も、ことしの12月に協力依頼というようなことで、私

ども消防職員で独自で実施していくんですが、その辺の言葉かけとかをお願いしております。
以上です。

◎中村副委員長 三浦委員。

◎三浦委員 済みません、1点違うところかどうか、43ページの、本会議で出ておりましたけど、時間外のことですが、時間外勤務をしたという、何というかね、上に上がってくるまでの、ルートというか、申告の仕方、それについてちょっと確認をしたいと思います。

◎中村副委員長 答弁を求めます。

小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 時間外の申告の仕方ということにつきましてですけども、まず職員が事前に上司にこういう仕事を残業でというような報告はまずもらっております。それで、時間についてもできる限り、上司が部下の仕事を見て、残業も把握するというようなことで行っております。

◎中村副委員長 三浦委員。

◎三浦委員 当然、帳簿というか、あるんですよね。

◎中村副委員長 小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 帳簿につきましては、現在ございません。けれども、それぞれの課に帳簿というか電算システムが入っておりますので、それで集計するというようになっております。したがって、各課におきましては、かなり人数が多いところにおきましては、まだ旧来の様式使用しておりますけども、できるだけ省力化はするということで、メモ程度ではありますが、何時間行ったという報告をその都度していただいて、それで入力ということで行っております。

◎中村副委員長 三浦委員。

◎三浦委員 本庁内にいる方に限っては、いろんな方の目もあって、虚偽と言ったら失礼ですけど、ないと思うんですが、出先機関、例えば出張所ではないと思うんですが、未来園であるとか、そういうところの時間外というか、超過勤務については、やはり上司の目視という言い方は変ですけど、そういうので正常になされているかの検証というのはどうされているのか、ちょっとお聞きしたいです。

◎中村副委員長 答弁を求めます。

小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 私どもも、過日、市長公室長、それから私、補佐も交えまして、実際に各未来園を訪問し、時間外を行った場合はつけていただくというような話をしております。それで、当然、保育士の方が時間外をやられる場合につきましては、つけていただいております。また、時間外等については、未来園あたりは、帳簿をつけて園長が確認し、それで入力ということで行っております。

◎中村副委員長 三浦委員。

◎三浦委員 園長一人の裁量ということになるんだと思うんですが、裁量というところであれですけど、きちっとそこら辺が正当に申告というか、されるように、また今後のシステムというか、行っていただきたいと思います。

◎中村副委員長 熊澤委員。

◎熊澤委員 1点だけ聞きます。残業がすごく膨らんでる。議会の予算に相当するだけの残業があるんです。だから、僕らずっと見とって、それだけ行政として仕事できておるとは思えない。従来どおりの仕事をして、なぜこれだけ残業が伸びてるか。議員22人おるけど、議会の予算よりも残業代がオーバーしとる。これは頭数がよけおるからそれでいいんだということではなくして、そのチェックはどうしてる。本当にやらなきゃならんというのなら仕方がない。

それから、職員の給与も下がってくる、下がってくる分を、悪い言葉で言ったらいかんけれども、そこら辺の帳じり合わせてやろうとするような形になったらえらいことになる。だから、機構改革をしてきちっとやると言ってるから、そこら辺はどういうふうにチェックをして、今までどうしてきておるか、なぜ今年度こんなに伸びておるのか、そこら辺をちょっと聞きたい。

◎中村副委員長 答弁を求めます。

小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 まず、職員数の関係になりますけども、平成16年度が651人でありました。現在は545人ということで、このあたり、106人の減ということで、かなり減ってきております。例えば、第1次の適正計画では618人というようなことになっておりますけど、現実の職員数は635人ですね、611人を635人ということで、これは618人、現実には平成10年にはなっております。ここで17名の減。それから、第2次適正化計画では、618人を586人というような計画でありましたけども、これにつきましては、当然、平成14年では586人として、同数になっております。平成15年から平成18年の579人から564人という計画でしたけれども、これにつきましても、実数は554人ということで、計画よりも10人前倒しをしております。それが今度は528人と、平成22年度は528人ということで、まだ現在より30人ばかり減というような計画になっておりますけれども、これも限界が来ておるのではないかと。

それからもう1点は、新規職員が本年も43人ということで、毎年多くありまして、新規職員のトレーナー制度という制度で対応しておりますので、そのあたりで時間外については、かなり多くなっておるということを考えております。

したがって、時間外のチェックについては上司に必ず報告してもらい行っていますけども、また徹底を図りたいというふうに考えております。

以上です。

◎中村副委員長 熊澤委員。

◎熊澤委員 職員数が減るっていうのは計画的にやっとならんです。だから、結局、正規の職員を入れずして、臨時職で補充しとって、なおかつこれだけの残業が出るということは、何を監視しとるの、あなたたち。市長公室長。何をコントロールしているの。僕に言わせたら、何もコントロールしてないということを言わざるを得んじゃないですか。それをやるのがあなたたちの業務でしょう。それを僕言ってるんです。職員がどれだけやめたらどれだけ補充する。それが計画的になつとる、シミュレーションはなつとるんでしょう。今までの。だから、そこの中の足りない分は市の職員を入れるといろいろ問題になるということで、結局臨

時職になってバランスとってるわけでしょう。そこら辺を見通して計画を立てるのが人事をしている市長公室じゃないの、それはどうなの。

◎中村副委員長 答弁を求めます。

宮島市長公室長。

◎宮島市長公室長 今、課長の答弁にずれがありまして、大変申しわけないんですが、人数、今、熊澤委員おっしゃってる減につきましては、減った分については、その分についてはパート職員さんとか、臨時職員さんの力をかりて、事務処理に当たっております。

残業がふえてる事情としましては、最近、やはり本会議でも山本議員の質疑に答弁させていただいたんですが、税務とか戸籍、それから医療部門とか、特に医療部門、制度改革が非常に多くあります。介護にしましても、制度改革が本当にたくさんあります。この制度改革が一つがされますと、原課におけるシステムの構築、これは情報管理課にも影響してきます。原課でのチェックとか、それからシステムの確認事務、こういったものがどうしても出てきます。それプラス、また近年、特に虐待とか、DVとか非常に多くありまして、こういったものはどうしても、時間内の対応というのはできなくて、夜の対応になってしまいます。それから、ことしはごみ袋の関係も説明会等にも出ておりますので、ごみの広域化の関係も出てきてますので、こういったところ非常に事務の増大というのが今見ていただいた分でもありますので、事務の増というものがまず第一の要因であるということでございます。

あと、監督の部分につきましては、今回補正予算上げるにつきましては、やはり極端にどうか、多く見込み等を出してきていることについては、ヒアリングをしております。それで、少なくともできんかというような折衝も行っております。そういった毎月とまではいきませんが、2カ月に1回は必ずですね、超過勤務の状況を各課目ごとに出しておりますので、これを配ってですね、やはり直接の管理監督者であります部課長に対して、しっかり超過勤務等について管理をしていただくように要望をしております。こういった努力はしておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎中村副委員長 熊澤委員。

◎熊澤委員 用地課とか、夜とか動くところ。それから今言ったごみ袋の担当。何も、それを、朝の8時半から時間勤務してやる必要ない。日程を組んで、よう出るやつは時間ちよつとずらしてやる。どこでもやってることだろ、企業でも。週40時間の中でローテーションをどうするのかなんです。何も8時半から5時15分までおらなきや、それが勤務じゃないわけです。勤務状態を変える視点をあなたたち、やはり真剣に考えないと、これからやっていけないよ。これだけ世間が不景気になって、あしたから生活もできんような従業員は幾らでもおるわ。だから、私たちは8時半に来て、はい、5時15分までおれば給料がもらえますって、そんな企業なんてないよ。みんなずらしてる。何しろ週2日休む中で、40時間の中で労働基準法でやりゃあいいけどもね、それはやはりあなたたちがどうローテーションをさせて、組ませる、だから用地課が夜12時までかかるんやったら、昼から出てきたって構わんと思うよ。それは管理職の裁量。だから何かの説明会があったら、その日の日程を組んだんなら、3時間なら3時間であれば、3時間遅く出てくればよろしいと。朝早く来てそんな仕事することあらへんがね、見たって。僕はずっと見て歩いとるけど。だから、そこら辺はやっぱり臨機応変に

今度機構改革やるときに、それを直して進めていかないと、税収は減る、人件費はふえてくる、市民から求められるものは何もできていかないということになっちゃうよ。だから、あなたたちに言っとくけども、朝の新聞の広告見てみなさい、土日の。分譲住宅の中古の売りがどれだけふえてるか。あれによって世の中の動きわかるよ。リストラされた、何かによって住宅ローンが払えんようになって、処分をしてやらなきゃならん家庭が出てきておる。それだけ厳しいものをとらえた中で行政はやるというふうこれからやらないと、だからそれに対して、総務部長はどう心得ておるのか、全体を見て。

それから、市長公室長はそこら辺を、全職員をとらえてどう説明するの。そのとこだけ意見を聞きたい。

◎中村副委員長 答弁を求めます。

大鹿総務部長。

◎大鹿総務部長 私からは財政の視点からお答えいたします。

確かに、熊澤委員がおっしゃるように本当に義務的経費、特に人件費の抑制は必要です。それに対して超過勤務手当の額についてどういうあり方が望ましいかということに関しては、大きな課題であると考えています。今後、21年度の予算編成が始まりますが、特に超過勤務手当については、当然予算の中で厳しく対前年度実績と比較していくというようなこととあわせて、職員の効率的な活用についても考えていきたいと思えます。

◎中村副委員長 宮島市長公室長。

◎宮島市長公室長 今、熊澤委員さんからいただきましたご意見につきましては、フレックスタイム等もやはり含めまして、検討させていただきたいと思えます。もっと、何というんですか、フレキシブルな体制で勤務できる方法が可能なように、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

◎中村副委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声起る〕

◎中村副委員長 質疑なしと認め、第91号議案に対する質疑を終わります。

これをもって全議案に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時27分 休憩

再 開

午前11時28分 開議

◎中村副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎中村副委員長 ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

続いて、採決を行います。

最初に、第84号議案 犬山市部設置条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案どおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎中村副委員長 ご異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第85号議案 犬山市情報公開条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案どおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎中村副委員長 ご異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第86号議案 犬山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎中村副委員長 ご異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第87号議案 犬山市税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎中村副委員長 ご異議なしと認めます。よって、第87号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第91号議案 平成20年度犬山市一般会計補正予算（第5号）第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 総務委員会の所管に属する歳入、歳出 1款議会費、2款総務費（1項総務管理費のうち10目自然保護費及び12目交通防犯対策費並びに3項戸籍住民基本台帳費を除く）、8款 消防費を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎中村副委員長 ご異議なしと認めます。よって、第91号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件は、すべて議了しました。

暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

再 開

午前11時33分 開議

◎中村副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

+

本委員会に送付されています陳情を議題といたします。

陳情第7号 自主共済制度の保険業法の適用除外を求める国への意見書の採択を求める陳情書を議題といたします。

どのように取り計らいましょうか。

〔「聞き置くでいかがでしょうか」の声起こる〕

◎中村副委員長 陳情第7号については、聞き置くということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎中村副委員長 それでは、陳情第7号につきましては、聞き置くことにします。

以上で本委員会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって委員会を閉じます。

午前11時34分 閉会

本委員会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

+

+

平成 年 月 日

総務副委員長

+

本委員会に付託（送付）された事件及び審議結果

議案番号	件名	付託(送付)年月日	審議結果	審査年月日
第84号議案	犬山市部設置条例等の一部改正について	平20.12.12	原案可決 (全員一致)	平20.12.15
第85号議案	犬山市情報公開条例の一部改正について	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第86号議案	犬山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第87号議案	犬山市税条例の一部改正について	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第91号議案	平成20年度犬山市一般会計補正予算 (第5号)	〃	原案可決 (全員一致)	〃
平20陳情第7号	自主共済制度の保険業法の適用除外を求める国への意見書の採択を求める陳情書	〃	聞き置く	〃

+